

17 サービス収入の内訳

下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、**第1面の10欄「①売上(収入)金額」に占める割合**を記入してください。(小数点以下四捨五入)

サービスの種類	番号	売上（収入）金額						又は割合（％）
		千	百	十	億	億	円	
⑩医療、福祉事業の収入								
医療附帯サービス	14						0,000	
歯科技工、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附帯するサービス								
その他の医療に関連するサービス	15				5	0	0,000	
医療サービスのうち、文書料などに分類されないもの								
保健衛生サービス	16						0,000	
水質検査（環境計量証明サービスに含まれるものを除く。）、動物愛護センターにおける動物保護、貯水槽水道の管理の検査などの保健衛生サービス								

サービスの種類		番号	売上（収入）金額							又は割合（％）		
			千	百	億	億	千	百	万		万	円
⑩医療、福祉事業の収入												
社会保険事業サービス		17									0.000	金額で記入できない場合は
社会保険事業団体（健康保険組合、共済組合など）の掛金収入など												
保育サービス		18									0.000	
保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス （保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含む。）												
その他の児童福祉サービス		19									0.000	
放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス												
介護サービス	公的介護保険適用	20									0.000	
	公的介護保険が適用される介護サービス											
	公的介護保険適用外	21									0.000	
	公的介護保険が適用されない介護サービス											
その他の社会福祉サービス		22									0.000	
障害者向けなどのその他の社会福祉サービス												

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上（収入）金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑬、⑭」に対応しています。
※事業別内訳「⑦、⑬、⑭」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳

サービスの種類	番号	内容例示等
医療サービス（続き）		
医療附帯サービス	14	歯科技工（歯科医療用の補てつ物・充てん物・矯正装置の作成、修理又は加工）、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附帯するサービス 【内容例示】 ×歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
その他の医療に関連するサービス	15	医療サービスのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○文書料
保健衛生サービス	16	水質検査（環境計量証明サービスに含まれるものを除く。）、動物愛護センターにおける動物保護、貯水槽水道の管理の検査などの保健衛生サービス 【内容例示】 ×検体検査サービス ⇒ 「14 医療附帯サービス」 ×寝具消毒・乾燥サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×環境計量証明サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当 ×物品消毒、電話機消毒サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
社会保険事業サービス	17	社会保険事業団体（健康保険組合、共済組合など）の掛金収入など
児童福祉サービス		
保育サービス	18	保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス ※保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含みます。 【内容例示】 ○保育所・地域型保育事業・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外保育施設が提供する保育サービス ○病児保育サービス ×幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園などが、幼児の保育、幼児に対する教育を提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑯教育、学習支援事業の収入」に該当
その他の児童福祉サービス	19	放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス 【内容例示】 ○乳児院サービス、児童養護施設サービス、養育支援訪問事業、養子縁組支援サービス ×放課後児童健全育成事業、学校・家庭・地域連携協力推進事業等の補助金対象外放課後児童クラブ ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑯教育、学習支援事業の収入」に該当
介護サービス		
介護サービス（公的介護保険適用）	20	公的介護保険が適用される介護サービス 【内容例示】 ×サービス付き高齢者向け住宅の賃貸サービス（家賃分のみ） ⇒ 「23 住宅賃貸サービス」 ×福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当 ×福祉用具の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に該当
介護サービス（公的介護保険適用外）	21	公的介護保険が適用されない介護サービス 【内容例示】 ×サービス付き高齢者向け住宅の賃貸サービス（家賃分のみ） ⇒ 「23 住宅賃貸サービス」 ×福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当 ×福祉用具の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に該当 ×家庭に対する掃除・洗濯・料理などを提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
その他の社会福祉サービス	22	障害者向けなどのその他の社会福祉サービス 【内容例示】 ○社会福祉協議会・共同募金会・善意銀行などが行う社会福祉サービス ○社会福祉施設による宿泊サービス

⑩医療、福祉事業の収入

⑦不動産事業の収入									
住宅賃貸サービス	23								0,000
住宅賃貸サービス (旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含む。)									
非住宅用建物賃貸サービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	24								0,000
非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス(収納スペース賃貸サービス、 会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。)									
屋外広告スペース提供サービス	25								0,000
屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供する サービス									
⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入(⑩医療、福祉事業の収入)									
食料品検査サービス	26								0,000
食料品検査サービス									
⑨上記以外のサービス事業の収入									
各種団体・組合における賦課金・会費収入	27								0,000
各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報 提供サービス									
寄付金、補助金、運営費交付金等	28						3	0	0
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入 以外の収入								0	0,000

は、右欄に割合を記入してください。

は、右欄に割合を記入してください。

備考

令和5年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 令和5年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

事業別内訳は、調査票第1面 11欄「事業別売上（収入）金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑱、㉑」に対応しています。
※事業別内訳「⑦、⑱、㉑」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑦不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	23	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの）⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	24	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。） 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの） ×スポーツ施設提供 ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール提供 ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	25	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入 （⑩医療、福祉事業の収入）	食料品検査サービス	26	食料品検査サービス 【内容例示】 ○食品衛生法に基づく食品検査 ⇒第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当 ○上記以外の食品検査 ⇒第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
⑨上記以外のサービスの収入	各種団体・組合における賦課金・会費収入	27	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当
	寄付金、補助金、運営費交付金等	28	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注：会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上（収入）金額」に含めませんので、「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。